

泉南地区テニス連合会規約

施行年月日 平成14年1月1日

泉南地区テニス連合会規約

名称及び事務局

第一条 この会は、泉南地区テニス連合会（以下「本会」という）と称し、事務局は各年度の幹事市町の担当者とする。

目的及び事業

第二条 本会は、アマチュアスポーツとして正しいテニスの普及と健全な発展を図ると共に、会員相互の技術の向上と親睦を目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. テニスの普及発展と技術の向上育成に関する研究会、講習会等の企画開催。
2. 各種目の大会の開催。
3. その他、本会の目的達成に必要な事業。

組織

第四条 本会は、泉南地区各市町より代表される一団体に、本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

第五条 本会に加盟を希望する団体は、幹事会の決議を経て加盟することができる。

第六条 加盟団体が脱退しようとするときは、幹事会の承認を受けなければならない。

役員

第七条 本会には、次の役員を置く。

名誉会長 1名、 会長 1名

幹事長 1名、 幹事 加盟各市町代表 1名（幹事長担当市町は除く） 書記会計
1名

第八条 各役員は、下記の方法で選出する。

名誉会長 必要に応じ、会長が幹事会の議案として提案し、幹事会の総意をもって決定する。

会長 幹事会の互選による。

幹事長 原則として、その年度の担当市町の幹事が就任する。

書記会計 幹事長の所属する団体から、幹事長が指名し、会長の承認を得て就任する。但し、書記会計は幹事会の議案に対し、採決には加われないものとする。

その2 会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないが1回とする

任期の途中で交代する場合、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第九条 幹事長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは職務を代行する。

第十条 幹事の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

幹事に事故のあるときは、当該幹事が所属する加盟団体は速やかに後任者を選出すること。

第十一条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

会議

第十二条 幹事会は、この規約に定める事項のほか、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を決定する。

第十三条 幹事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第十四条 幹事会に出席できない幹事は、当該幹事の所属する加盟団体から、代理人を出席させることができる。

第十五条 会議の議事は、当規約の変更に関するもの以外、すべて出席者の過半数をもって決する。

同数の場合は、会長がこれを決する。

規約の改正は、第十八条に定める。

会計

第十六条 本会の運営経費は、次に掲げるもので支弁する。

1. 加盟団体分担金
2. 各大会参加料
3. 寄付金
4. その他

他

第十七条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

規約の変更

第十八条 本会の規約は、幹事会出席者の3分の2以上の賛成を以って変更することができる。

附則

本会の規約は、平成14年1月1日より施行する。

平成29年3月20日に一部改正、施行する。(会長の任期を追加、第十九条を附則に変更)